

問 合 せ 先	中区生活課 (504-2688)
	東区生活課 (568-7727)
	南区生活課 (250-4149)
	西区生活課 (294-6119)
	安佐南区生活課 (831-5010)
	安佐北区生活課 (819-0620)
	安芸区生活課 (821-2806)
	佐伯区生活課 (943-9726)

生活保護に関する相談

1 支援策の内容

生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低生活を保障するとともに、生活の向上を図っていただけるよう援助します。

2 対象者（要件等）

生活に困窮する世帯。

3 相談の方法

お住まいの区の生活課へご相談ください。

4 その他

保護の種類

種 類	説 明
1. 生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすための扶助で、飲食物費・燃料費・移送費等を含みます。
2. 教育扶助	義務教育を受けるときの扶助で、教科書・学用品や学校給食等を含みます。
3. 住宅扶助	住宅確保や住宅維持のための扶助で、家賃・間代・地代や家屋補修費等を含みます。
4. 医療扶助	けがや病気で医療を必要とするときの扶助で、診察代や薬代、治療材料の購入費等を含みます。
5. 介護扶助	加齢および特定の疾病により介護を必要とするときの扶助で、居宅介護費や福祉用具の購入費や住宅改修費等を含みます。
6. 出産扶助	出産費用を必要とするときの扶助で、分べん費・ガーゼ、その他の衛生材料費を含みます。
7. 生業扶助	生業や就職のための扶助で、資金・器具や資料を購入する費用、技能を修得するための費用、高等学校等へ就学するための費用等を含みます。
8. 葬祭扶助	葬祭を行うときの扶助で、火葬に要する費用・死体検案の費用や死体運搬費用等を含みます。